

「三条ひめさゆりネット」 Q&A

参加されている事業所からの、意見や質問を「三条ひめさゆりネット」全体会や三条市の在宅医療・介護連携検討部会等で協議した内容について、Q&Aとしてまとめました。

【情報共有について】

Q 経過観察上で共有したい情報が確認されているか不安です。

A 「三条ひめさゆりネット」は、導入事業所の皆さんの参加で成り立っています。連携事業所の情報を閲覧・確認したら必ず「確認」ボタンを押してください。「確認」ボタンにカーソルを合わせると確認者がわかります。

Q 共有されるものと共有されないものについて教えてください。

A 連携設定依頼書により連携依頼された事業所及び後方支援病院において

- ・ 情報共有できる項目
〈カレンダー〉 〈経過観察〉 〈書類一覧〉 〈褥瘡評価〉
- ・ 情報共有できない事項
〈利用者詳細〉 〈ノート〉

※ ただし、緊急時の対応を想定し、利用者詳細のフェイスシートに限り、連携先の診療所と指定された後方支援病院のみ、閲覧及び印刷が可能です。このことを御理解いただき、各事業所において、可能な限り利用者詳細の記載及び更新をお願いします。

Q どんなことを経過観察に記載すればいいですか？

A 利用者(患者)の療養上の課題及びその経過について、情報交換や情報共有をしてください。

- ① 基本情報の変化
- ② サービス提供時の状態、ケア(処置)の内容(サービス担当者会議で何を記載するかケースごとに決めておく。)
- ③ 病状、療養生活上の変化
- ④ 利用者(患者)・家族の思いの変化
- ⑤ 利用者(患者)・家族の意向、支援等に対する反応など

また、平成30年3月22日開催の「三条ひめさゆりネット全体会」で「共有したい事項」の意見を集約しました。参考としてください。

- ・基本情報(特に、緊急連絡先、キーパーソン)
- ・利用者(患者)・家族の意向、支援に対する反応
- ・病名、病状、体調に関わること
- ・薬の処方内容、副作用
- ・食事(形態、量、嚥下の状況)
- ・口腔内の状況、ケアの状況
- ・生活の変化
- ・処置内容
- ・リハビリの指示(ポジショニング)

Q すぐに情報共有したい場合は、どうすればよいですか？

A 緊急時は、必ず電話等で連絡をしてください。早めの確認をしてもらいたい場合は、投稿で「変化あり」、「異常あり」を選択してください。この選択を行うと、事業所で登録してあるメールアドレスに通知がきます。

【利用者情報について】

Q 三条ひめさゆりネットの対象者は三条市在住の方だけですか？

A 「三条ひめさゆりネット」導入事業所を利用している三条市以外の方も利用が可能です。連携する場合は、利用者(患者)の同意書の取得が必要です。

Q 事業所のみ記録として使用しているだけですが、利用者(患者)の同意書は必要ですか？

A 「三条ひめさゆりネット」を使用して他事業所と情報共有する時のみ必要となります。(運用規定 第13条の2参照)

Q 亡くなった方がいつまでも画面に表示されているのですが？

A サービスが終了した時点で、「三条ひめさゆりネット」サービス終了者届出書(様式9)を提出してください。

提出後、当センターにおいて画面上で利用者(患者)を非表示設定します。

Q 利用者(患者)が「三条ひめさゆりネット」に同意されているか、分かる方法がありますか？

A 介護予防在宅療養手帳の表紙に「三条ひめさゆりネット」のロゴシールが貼ってあります。ロゴシールは、各事業所にお配りしています。シールが、必要な場合は、当センターに御連絡ください。



【事業所情報の変更について】

Q 事業所名称を変更した場合は、どうしたらいいですか？

A 事業所のホーム画面から事業所情報タグを表示し、右上の編集ボタンから入って修正してください。必ず、更新のボタンをクリックしてください。

Q 職員の異動等変更があった場合はどうしたらいいですか？

A 職員管理画面から職員グループ設定で登録してください。各事業所の管理者の方に権限があり、登録及び削除ができます。

【その他】

Q システムの使い方がわからない時はどうしたらいいですか？

A 管理画面の右上の使い方参照を参照いただくか、三条市在宅医療推進センターにお問合せください。

平成 30 年 11 月 1 日